

生物学的製剤基準の一部を改正する件 新旧対照条文 (抄)

○生物学的製剤基準 (平成十六年厚生労働省告示第百五十五号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">乾燥抗D (R h o) 人免疫グロブリン</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 その他</p> <p>5. 1 表示事項</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. <u>D (R h o) 因子で未感作のR h 陰性の女性に対し、分娩後、流産後、人工妊娠中絶後、異所性妊娠後、妊娠中の検査・処置後若しくは腹部打撲後7 2時間以内又は妊娠2 8週前後に投与する旨</u></p> <p>4. (略)</p> <p>5. 2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">乾燥抗D (R h o) 人免疫グロブリン</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 その他</p> <p>5. 1 表示事項</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. <u>D (R h o) 因子で未感作のR h 陰性の婦人にのみ分娩後7 2時間以内に投与する旨</u></p> <p>4. (略)</p> <p>5. 2 (略)</p>